

てんりゅうがわかりゅう
国営施設応急対策事業 天竜川下流地区
～浅羽揚水機場を改修します～



(浅羽揚水機場)

天竜川下流二期地区
施設整備計画検討会(磐田用水工区)

1. 事業の目的

本地区の農業水利施設は、国営天竜川下流土地改良事業（昭和42年度～昭和59年度）により造成されましたが、その中の浅羽揚水機場においては落雷による機器の緊急停止・故障等の不測の事態が発生しているほか、老朽化による施設の性能低下が生じ、農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、維持管理に多大な費用と労力を要しています。

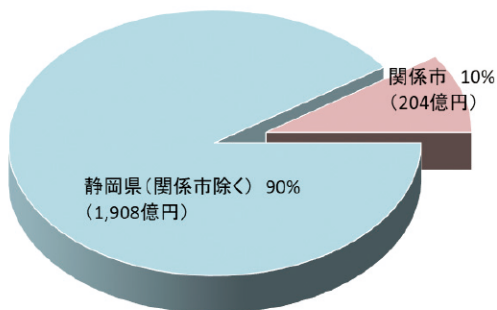
このため、本事業では浅羽揚水機場の施設機能を保全するための整備を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理に係る費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的に実施します。

2. 地区の特徴

浅羽地域は、磐田市及び袋井市南部の中世浅羽荘の地で、江戸時代の新田開発により「浅羽庄一万石」といわれた遠江中部の穀倉地帯が造られ、現在も**農業が盛んな地域**となっています。

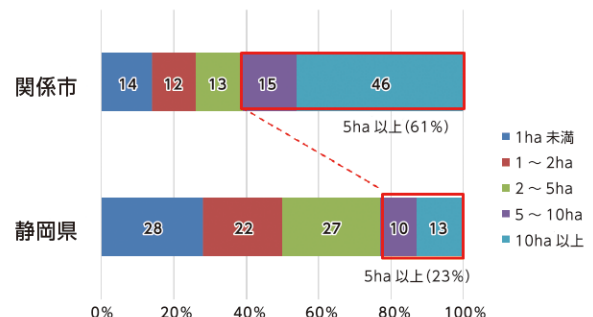
- ①本地区の農業産出額は、静岡県産の1割を占めています。
- ②本地区の5ha以上の経営規模の面積は、静岡県の平均を大幅に上回っており大規模化が進んでいます。
- ③本地区の主食用米収穫量は静岡県産の2割、また小麦及び大豆の収穫量は静岡県産の7割を占めており、土地利用型農業が盛んに行われています。

①平成30年度市町村別農業産出額（推計）



※本地区の関係市：磐田市、袋井市
出典：平成30年 市町村別農業産出額（推計）

②経営耕地面積規模別面積の構成割合（平成27年度）



出典：2015年農業センサス（販売農家）

③静岡県における本地区で栽培されている作物の生産割合

水稻

本地区では、水稻及び飼料用米の生産が盛んに行われており、静岡県産主食用米収穫量の**2割**を占めるなど有数の米どころとなっています。

また、本地区を含む静岡県西部地区で栽培されている「にこまる」という品種は、2018年産、2019年産米の食味ランキングで最高ランクの「特A」に認定されています。

小麦・大豆

本地区では、小麦及び大豆の生産が盛んに行われており、静岡県内の収穫量のそれぞれ**7割**を占め、県内の主要な産地となっています。



出典：JA遠州中央HP

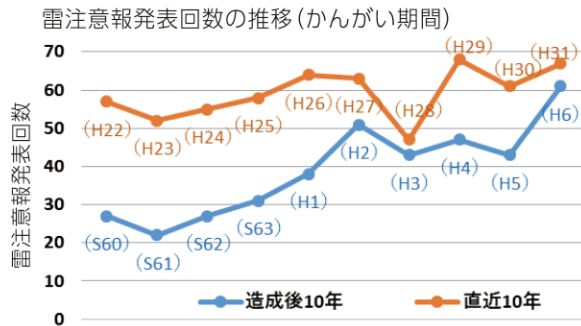
3. 地区の課題

浅羽揚水機場は造成から35年が経過し次の課題が生じています。

- ①揚水機場の異常停止による農業用水の供給への支障
- ②ポンプ設備、電気設備、建屋など老朽化の進行
- ③大規模地震への対策が必要

①落雷と異常停止の状況

近年の大雨・台風の増加に伴い雷の発生が増加しています。また、ポンプの緊急停止が過去10年間に9回発生し、施設の維持管理に支障を来しています。



No	年月日	停止	落雷
1	H21.6.16	○	○
2	H24.6.20	○	○
3	H25.4.28	○	○
4	H25.9.5	○	○
5	H27.5.25	○	—
6	H27.5.28	○	—
7	H29.8.18	○	○
8	H29.8.20	○	○
9	H30.10.3	○	○

ポンプ制御施設



②浅羽揚水機場の施設状況

施設の老朽化が進み、故障のリスクが増加しています。

ポンプ設備



電気設備

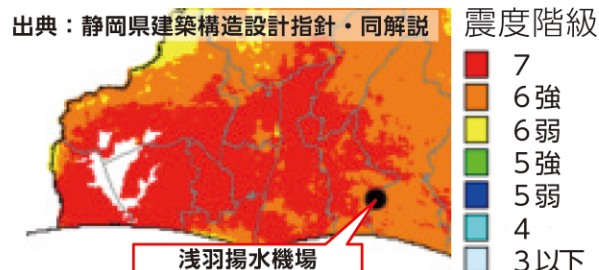


建屋



③大規模地震の対象地域

浅羽揚水機場周辺では、南海トラフ地震により震度6強から7程度が想定されています。



今後、さらなる施設の機能低下の進行や不測の事態が発生した場合、農業用水の安定供給に支障を来すおそれがあります。

地域の未来は大丈夫か？

このため、早急に施設の更新整備が必要。

4. 事業内容

国営施設応急対策事業【天竜川下流地区】

① 本事業の概要

- | | |
|---------|------------------|
| 1) 受益面積 | 867ha(水田867ha) |
| 2) 関係市 | 磐田市、袋井市 |
| 3) 予定工期 | 令和3年度～令和6年度(4年間) |
| 4) 事業費 | 21億円 |
| 5) 主要工事 | 揚水機場(改修)1箇所 |

② 本事業の費用負担

本事業は国、県、磐田市、袋井市が全額を負担します。
したがって、**農家(受益者)の皆様の負担は生じません。**

③ 事業による対策

対策 1	落雷対策を行います。 落雷に起因する機器の緊急停止への対策として、浅羽揚水機場の改修にあたっては、落雷対策を行います。これにより落雷による異常停止がなくなります。
対策 2	老朽化した施設の改修を行います。 造成から35年が経過し老朽化が進行しているため、浅羽揚水機場の改修を行います。これにより用水の安定供給が可能になり、維持管理費も軽減されます。
対策 3	大規模地震に備えて耐震対策を行います。 この地域は南海トラフ地震が想定されるため、浅羽揚水機場の改修にあたっては、想定される震度に対する安全性を確保する構造とします。



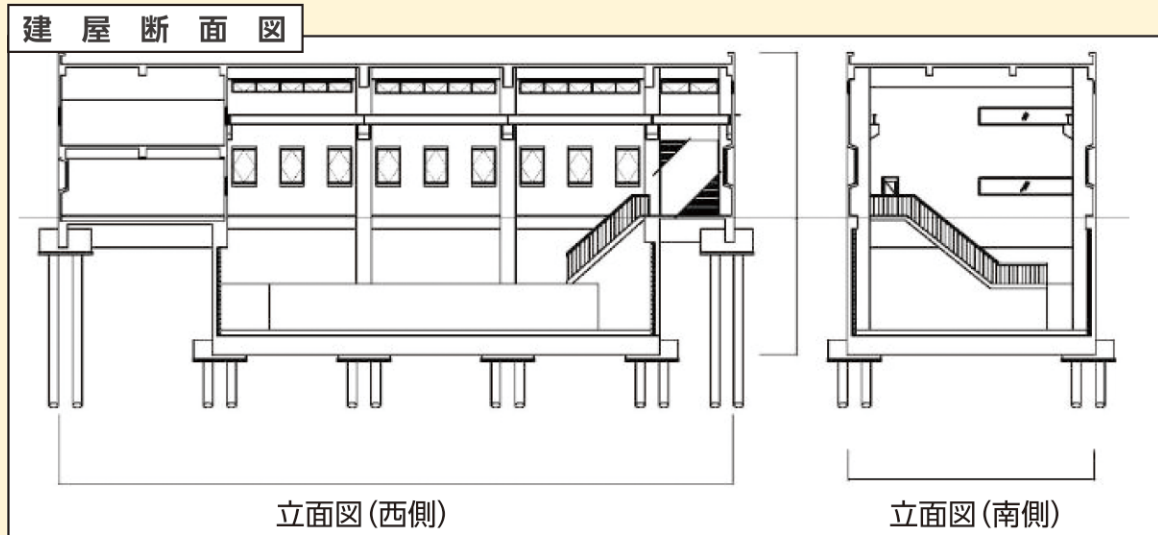
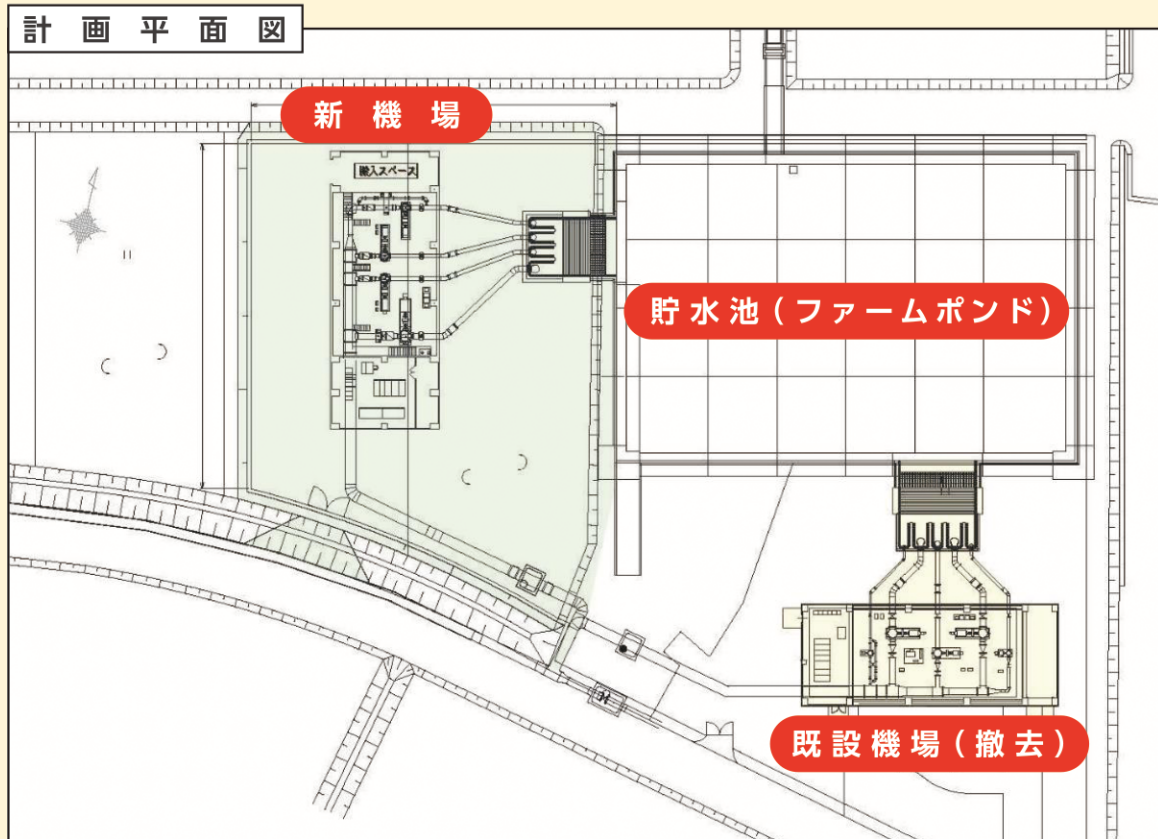
浅羽庄一万石は守られます！

この事業により、農業生産性の維持や農業経営の安定に貢献します。

5. 改修内容

既設機場を使用しながら貯水池西側に新機場を建設します。

- ①工事期間中も既設機場の使用は可能です。
- ②新機場建設後に既設機場を取壊します。

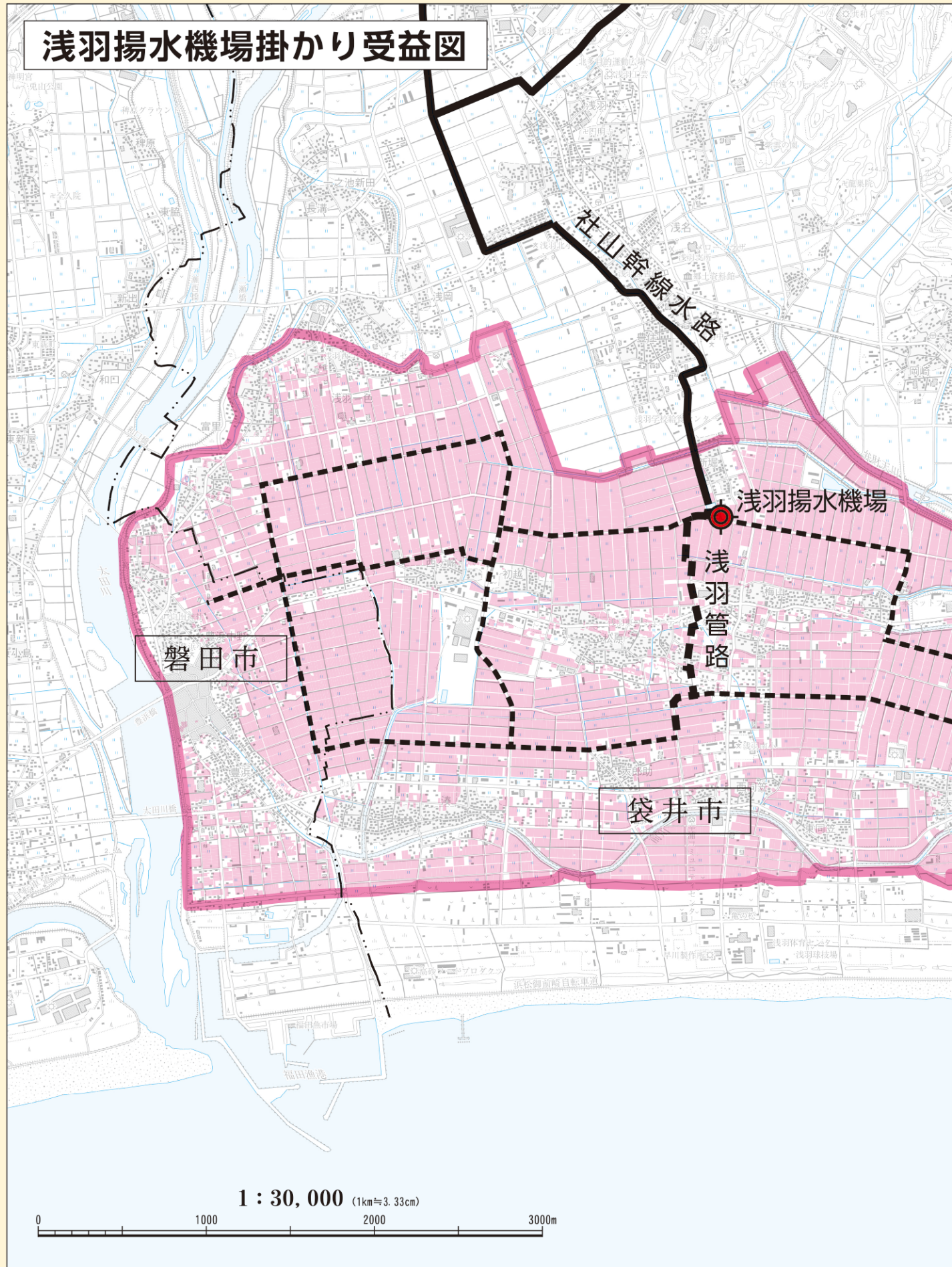


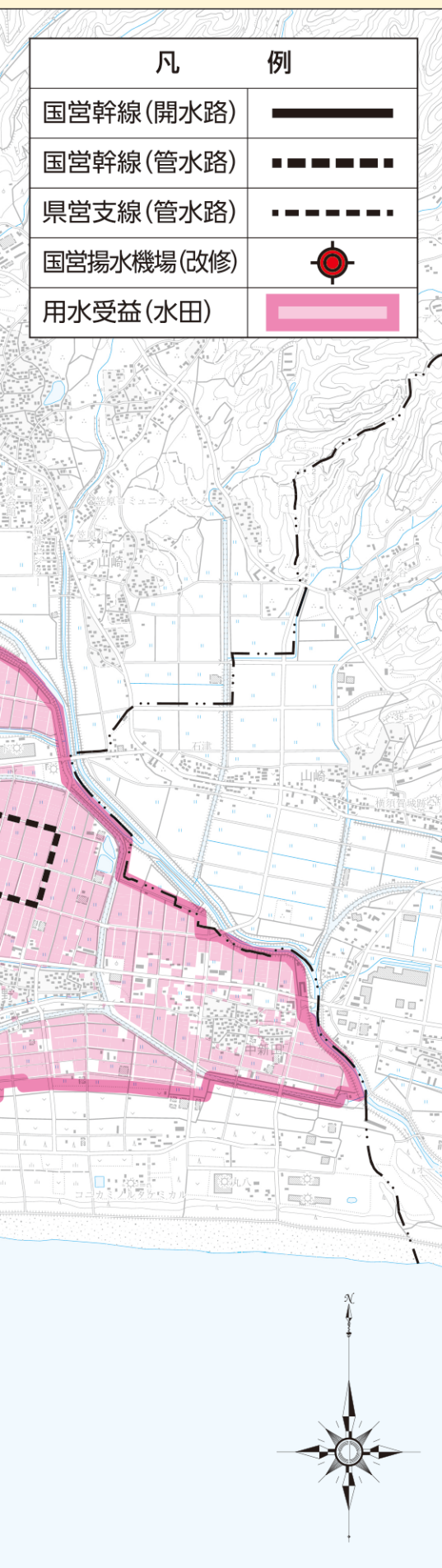
注：本図面は令和2年9月時点のものであり、変更する場合があります。

改修箇所	改修工事内容
ポンプ	横軸両吸込渦巻ポンプ $\phi 700 \times 1$ 台、 $\phi 500 \times 3$ 台
原動機	電動機 $300 \text{ kw} \times 1$ 台、 $170 \text{ kw} \times 3$ 台
付帯施設	電気設備、吸水槽、除塵設備、流量計室、場内配管、場内整備
建屋	鉄筋コンクリート構造

浅羽揚水機場を次世代に継承!!

浅羽揚水機場掛かり受益図





6. 事業開始の手続き

天竜川下流土地改良事業を実施するためには、**受益者(3条資格者※)の皆様**の**3分の2以上の同意が必要です**。令和3年3月から同意徴集を予定しており、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※「3条資格者」とは、土地改良法第3条に規定されている資格を有する者です。

具体的には、受益地内の「耕作者」が基本となり、「自分の所有する農地を耕作している方」や「農業委員会等などを通じて農地を借りて耕作している方」が資格者となります。

国営事業着手までの大まかな流れ

1 地域住民等の意見聴取

2 同意徴集(令和3年3月～(予定))

申請人は、事業計画の概要等を公告し、3条資格者から同意を徴集します。

3 施行申請

4 適否の決定及び事業計画の決定

5 事業計画の確定及び工事着手

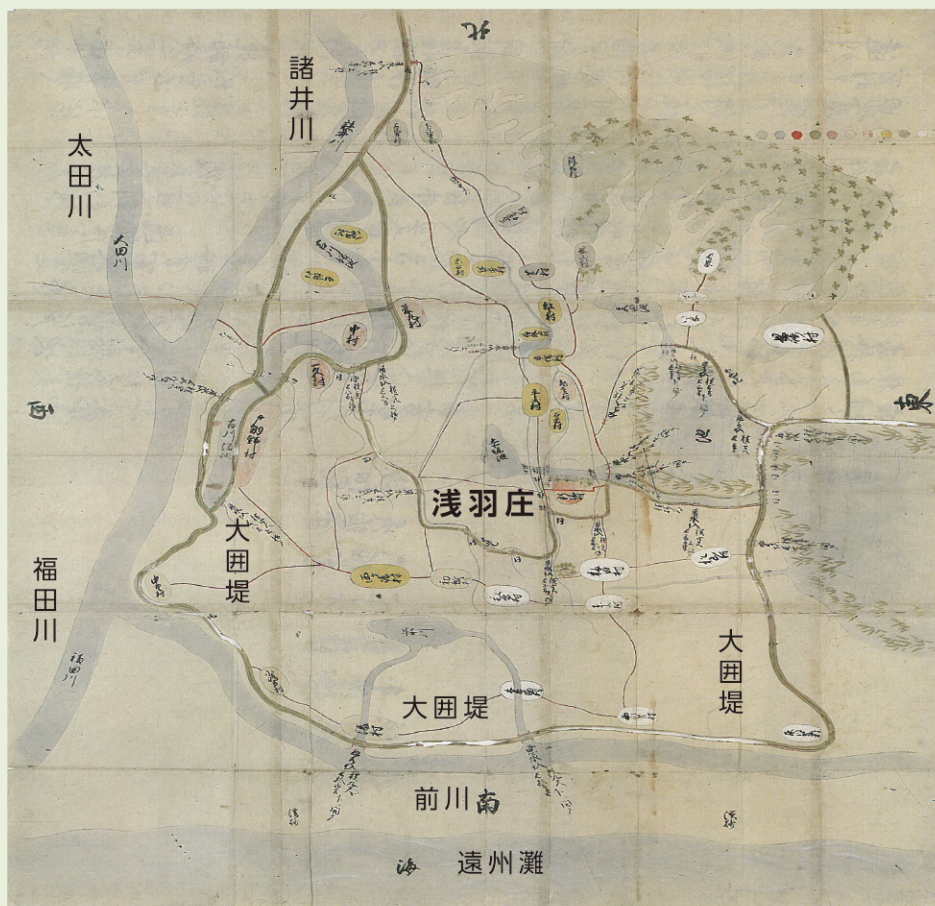
<土地利用規制について>

土地改良事業の受益地は、公共投資を行う優良農地であることから、基本的には転用できないこととなっています。詳しくは土地改良区、市、農業委員会へお尋ねください。



袋井市キャラクター
ふっぴー

みずよけづつみ あさば
水除堤である「浅羽
おおかこいづつみ
大囲堤」に囲まれた
浅羽33ヵ村は、「浅羽
庄一万石」と呼ばれ
ていました。



あさばのしょうみずよけづつみそうろんさいきよじょうえず
1686年浅羽庄水除堤相論裁許状絵図(図説浅羽町史)

メモ



この資料に関してご質問等がございましたら、下記の関係機関にお問い合わせ下さい。
天竜川下流二期地区施設整備計画検討会(磐田用水工区)

磐田市産業部農林水産課
袋井市産業環境部農政課
磐田用水東部土地改良区
静岡県経済産業部農地局農地計画課
静岡県中遠農林事務所農村整備課
関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

TEL 0538-37-4813
TEL 0538-44-3217
TEL 0538-42-3175
TEL 054-221-2722
TEL 0538-37-2290
TEL 0537-35-3251